

## 秋田犬の里大館能代空港旅行商品造成費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田犬の里である秋田県北地区の空の玄関口である大館能代空港の航空路線（以下「路線」という。）を利用する旅行商品を企画・販売する旅行者に対して行う旅行商品造成費等助成事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 路線を利用する旅行商品を企画・販売する旅行者に対して、同路線を利用する旅行商品の造成費や当該旅行商品に必要となる貸切バス借上料に助成を行い、同路線の利用促進を図る。

(対象とする事業者)

第3条 本事業が対象とする事業者は、日本国内の事業者にあつては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める登録を受けた者とする。

2 日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた事業者とする。

(対象とする旅行商品)

第4条 第5条に規定する旅行商品造成費への助成については、次の（1）から（4）までの条件をすべて満たす旅行商品を対象とする。なお、第5条に規定する貸切バス借上料への助成については、同条に規定する旅行商品の造成費への助成に係る承認申請に合わせて申請を行うものであって、（1）から（5）までの条件のいずれも満たす旅行商品を対象とする。

- (1) 2019年4月1日から2020年2月29日までの期間に、広告業者等への発注、募集広告の実施、旅行商品の催行、及び広告料金やバス借上料金など助成対象となる一切の経費の支払いを完了するものであること。
- (2) 路線を往復又は片道利用し、かつ秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること。
- (3) 造成経費の実績の確認が可能であること。
- (4) 2020年2月29日まで実績報告書（様式第3号）を提出可能であること。
- (5) 秋田県内に事業所があるバス事業者のバスを借り上げる旅行商品であること。

(助成内容及び助成額)

第5条 助成内容及び助成額は、次の表のとおり予算の範囲内で交付する。

助成内容	助成額
① 旅行商品造成費への助成	① 基本額 旅行商品1件につき10万円を上限とする。 ② 上乗せ額 秋田県第三セクター鉄道(秋田内陸縦貫鉄道、又は由利高原鉄道)の利用を組み込む旅行商品、又は12月から2月までに催行する旅行商品の場合は、旅行商品1件につき20万円を上限とする。
② 貸切バス借上料への助成	① 基本額 借上料の1/2とし、1台につき10万円を上限とする。 ② 上乗せ額 秋田県内に2泊以上する旅行商品の場合は、借上料の1/2とし、1台につき15万円を上限とする。

- 1 旅行商品造成費とは、旅行商品の造成に必要な企画費、旅費、広告宣伝経費(自社ホームページへの情報掲載を含む。)、事務費をいう。
- 2 助成金額については、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(申請書の提出)

第6条 事業者は、旅行商品を造成する前に、承認申請書(様式第1号)を大館能代空港利用促進協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(対象事業の承認)

第7条 会長は、前条の提出を受けたときは、必要に応じて事業者に対してヒアリングを実施し、第3条及び第4条の要件への適合性等を勘案して対象とする事業として承認し、承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(変更又は中止の承認)

第8条 前条で事業承認を受けた事業者は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に、造成費内訳書（様式第4号）及び貸切バス借上料の請求書の写しを添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第10条 会長は、前条の提出を受けたときは、県の協力を得ながら速やかに事業者に対して事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、助成金額を確定し、助成額確定通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第11条 事業者は、前条の通知を受けたときは、助成金請求書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、事業者から前項による請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第12条 秋田県又は秋田県観光連盟等が行う他の事業から既に助成等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第13条 事業者は、本事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第14条 会長は、事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。